

第146回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日	平成29年5月10日(水)
招集場所	米子市役所 401会議室
開 会	午後1時30分
出席委員	1番 生田 英夫委員 2番 森田 正敏委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員 6番 森中 喜輝委員 7番 田口 正廣委員 8番 仲本 悟 委員 9番 小林 秀美委員 10番 新納 勝美委員 11番 矢倉 篤實委員 12番 山中 春夫委員 13番 井田 律子委員 14番 松林 貢委員 15番 大縄 敬次委員 16番 高橋 敦美委員 17番 三島 通政委員(部会長)
欠 席	5番 安達 卓是委員
事 務 局	高西会長 池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹 高橋課長(農林課) 住田主幹(農林課)
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第7号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について エ 第8号 米子市農用地利用集積計画の決定について オ 第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答

について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後3時03分

議長（三島委員）

現地調査に引き続き、第146回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。それでは、議席番号4番の吉澤委員と議席番号6番の森中委員にお願いしたいと思います。安達委員は、議会用務のため欠席です。

それでは、審議に入ります。初めに、3ページの議案第5号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので

議決を求めます。

4 ページ番号4の高井谷と中西尾について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号4の淀江町高井谷、中西尾について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、県外に在住する譲渡人が平成28年に相続した農地について、今後管理できないため、買い手を探し、譲受人が売買で取得しようとするのです。

取得後の経営面積は81アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（森田委員）

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが県外在住であり、親類を通じて買い手を探していました。譲受人は、現在農地の所有はありませんが、親の農地を手伝っており、経験は10年以上あり機械も所有しております。3筆の農地を売買で取得しようとするものです。

現地は、きちっと管理してあります。特に問題ないと思われしますので、ご審議をお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

この所有者は、地元からこっちの方に嫁にでもなっていった人か。

2番（森田委員）

ええ、お父さんは2年前に亡くなられて、広島の方の嫁になって行かれています。

高西会長

安すぎるなあと思って。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号5の蚊屋について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号5の蚊屋について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が子に農地を贈与しようとするものです。

取得後の経営面積は187アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8番（仲本委員）

事務局の説明のとおりです。譲渡人が息子に農地633平米を贈与するものでございます。取得後は、今までどおり耕作する予定です。

許可要件については、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

この息子さんは、米子に住んでおられますけど、どなたかに就農を依頼されるのか。

8番（仲本委員）

まだ、お父さんは元気で田んぼも近いので、息子さんが来られて、その機械を使って耕作すると。

高西会長

それなら、遊休農地になる心配はないですね。

8番（仲本委員）

ありません。

高西会長

わかりました。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号6の八幡について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号6の八幡について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、周辺が譲受人の農地に囲まれているため、譲受人に頼んで売買を行うものです。

取得後の経営面積は46アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番（小林委員）

譲渡人の農地が譲受人の農地に囲まれて進入できない状態ということで、譲受人に頼んで売買で取得するものでございます。

許可要件については、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号7の奥谷について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号7の奥谷について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の農地が耕作不可能で、幅が1メートル、長さが50メートルの残地状態です。現状は、隣地に田と一体となって耕作されています。この度隣地所有者との話し合いで売買することになったものです。取得後の経営面積は40アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（松林委員）

事務局説明のとおりでございます。別に許可要件につきまして問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号8の奥谷について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号8の奥谷について説明します。詳細は、議案のとおりです。本件は、耕作するため売買で取得するものであります。以前に双方の申請で転用許可をいただいております。その隣地の案件でございます。取得後の経営面積は81アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（松林委員）

事務局説明の言われたとおりでございます。譲渡人の家を譲受人さんが買われまして、その隣に畑があったもので、それも一緒に今回取

得しようとするものです。別に許可要件につきまして問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号9の葭津について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号9の葭津について説明します。詳細は、議案のとおりです。本件は、隣接農地の耕作者の希望で、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は201アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

11番（矢倉委員）

本件は、譲受人の希望により、農地505平米を取得しようとするものです。周辺は、譲受人の農地に隣接しており、取得することにより、進入路が確保でき、効率的な営農が可能と思われまふ。許可要件については特に問題ないと思われまふのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと、聞いてみるけどねえ。この505平米というのは、もらう人の耕作地の近辺にあるものか。

事務局（高田主幹）

隣です。進入路が確保できますので、作業自体が楽になります。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号10の陰田町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号10の陰田町について説明します。すみません、別紙3条申請理由の10アール当たりの金額が記載してある部分ですが、申し訳ありません、私のタイプミスによりまして、桁が一つ違っております。申し訳ありませんが訂正をさせていただきます。10アール当たりが22,608,690円となります。

本件は、譲渡人が親戚であり、譲受人が自宅前の農地を耕作するために取得するものであります。取得後の経営面積は21アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4番（吉澤委員）

値段が高いと思い私も確認しましたが、間違いがないということでした。場所は、山陰道と集落、まあ家があるわけですけど、家のすぐ前になります。まあ、それでこの値段だということで、今回売買で取得する話になったものです。

高西会長

転用でもして、利用価値が高いってことだな。

4番（吉澤委員）

そういうことも考えておられるかもわかりませんが、今きちんと耕作しておられますので。現況は、畑となっております。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号11の石井について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

番号11の石井について説明します。本件は、譲受人の妻がNPO法人の代表をしております、農福連携の生産ほ場として活用するものであります。取得後の経営面積は79アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（松林委員）

事務局説明の言われたとおりでございます。障がい者に畑で作業をさせるNPO法人でありまして、別に許可要件につきまして問題ありませんのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

10番（新納委員）

元に戻りますが、6番の譲渡人と譲受人がこれとこれとが逆になつとるけど、どちらが本当ですか。

議長（三島委員）

事務局、説明を。

事務局（池口局長）

議案の方が間違っております、別紙の方が正しいです。大変申し訳ございませんでした。

4 番（吉澤委員）

取得後の面積は、46アールですな。

事務局（池口局長）

そうです。〇〇さんが59なので、これまるまるこの項目が反対になってしまっております、すいません。

高西会長

名前ほどが。

事務局（池口局長）

名前と耕作面積の位置が。

高西会長

耕作面積もですか？

事務局（池口局長）

はい。

高西会長

それならきちんと説明してください、もう一回。

事務局（高田主幹）

失礼しました。番号6番八幡の案件ですが、譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇になります。耕作面積も譲受人が44アール、譲渡人と合計しまして59アールとなります。訂正させていただきます、申し訳ありませんでした。

高西会長

ということは、〇〇さんの方は面積が合っているわけですね、279は。

事務局（池口局長）

土地の所在は間違いありませんので。

高西会長

ということは、279は、地権者は〇〇さんということですか。

事務局（池口局長）

地権者は〇〇さんです。

高西会長

地権者はなあ。面積は合っているわけですか。もう一回、きちんとよう分かるように説明してください、最初からそこは。誰も分かったのか分からんのか。間違いは良いので、きちんと訂正をして、今度からそんなことが無いようにしてもらえれば。

事務局（池口局長）

はい。

高西会長

ああ終わったではなく、きちんともう一回、6番は譲受人が受けられていくらになって、それでどうだということをきちんと、それで譲渡人がどうだってことをきちんとよう分かるように説明してください。

事務局（高田主幹）

再度、説明させていただきます。譲受人の氏名は〇〇、こちらの面積が44アールありました。譲渡人は〇〇、こちらの面積が59となっております。

高西会長

ということは、登記地目のところの面積は、それなら59ってことかな。田の面積が279になっているでしょう。それは、数字は変わらんわけか。

事務局（高田主幹）

59の中に今回譲り渡す279平米が入っております。

高西会長

この279の中に59平米が入っておるといことか。

事務局（宅和局長補佐）

すみません。59というのは、耕作面積の59アールでございます。59アールの中に今回譲り渡す279平米が含まれております。もられる方は、現在44アールの耕作面積でございます。それで、この度許可が出ましたら2アール増加しますので、44足す2で46ア

ールの耕作面積となります。

議長（三島委員）

今の説明でお分かりいただけたでしょうか。

高西会長

みんな、分かったかな。

(分かりましたの声)

議長（三島委員）

もう一回再度、事務局説明と地元委員さんの報告がありましたが、もう一度採決いたします。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

元に戻りまして、6ページ議案第6号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項の規定において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、番号11の彦名町について、審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（田口委員）

一番、最初に現地調査したところですが、申請者は、議案のとおりです。面積は、327平米でございます。申請人は、市内のアパートに家族3人で生活していますが、手狭になってきているので、妻の祖父が所有する申請地に住宅建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地のため、第1種農地に該当すると思われます。開発許可については都市計画法第34条第12号に該当する見込みです。転用については、問題ないと思われまますのでご審議お願いいたします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号12の車尾南1丁目について、審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（吉澤委員）

場所は、観音寺新町の尾崎商事っていう縫製工場の近くです。あの近くに車尾保育園がありますけども、そこから出ている案件です。申請者は議案のとおりです。申請地は、車尾南一丁目の田で面積が486平米です。車尾保育園の敷地が狭いため、園児の送迎を保育園の前の道路に車を停めているとのことで、近隣からも苦情が出ておるため、申請地に駐車場の整備を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、水道管、下水道管が埋設された道路に面しており、500メートル以内に二つ以上の教育施設、医療施設があるため、第3種農地に該当すると思われます。駐車場なので開発許可については必要ありません。転用については、特に問題ないと思われるのでご審議をお願いいたします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号13の夜見町について、審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番（友森委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、夜見町の畑で、高専入り口の道の境線の辺です。面積は、819平米です。申請人は、本人が役員をしている〇〇の新社屋を隣地に建設していますが、それに伴い従業員の駐車場を確保する必要があるため、隣接する申請地に駐車場の整備を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、弓ヶ浜駅から500メートル以内にある農地であり、第2種農地に該当すると思われます。駐車場なので開発許可については必要ありません。転用については、問題ないと思われるのでよろしくをお願いいたします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

これは、会社で取得じゃなく、社長が個人で取得されるわけですか。

3 番（友森委員）

どうも。

高西会長

それで、会社に賃貸でもされるわけか。その辺は、事務局どんなふうに受け付けましたか。

事務局（山本主幹）

はい、賃貸ではなくて売買で取得となっております。あの、個人の。

高西会長

そうではなく、駐車場は個人が使うわけじゃないので、社長が個人として取得してな、会社に賃貸で貸すのかって。

事務局（山本主幹）

あの、従業員の車をですか。

高西会長

おう。

事務局（山本主幹）

いや、そこまでは、確認は取ってませんけども。

高西会長

これから、聞いておかないといけませんよ、これは大事なことだ。

事務局（山本主幹）

わかりました、はい。

高西会長

問題がよう起きいやなことがあるので。一番大事なことだ。聞いておかないといけんで。

事務局（山本主幹）

はい。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ番号14の奥谷について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

14番（松林委員）

申請者は、議案のとおりでして、申請地は奥谷の田です。面積は218平米でございます。申請人は、市内のアパートに家族3人で生活していますが、将来のことを考え妻の実家に近い申請地に住宅に建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅、公共施設が連たんする区域に近接する区域内の農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可は、都市計画法第34条第12号に該当する見込みです。転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いいたします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号15の上福原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（吉澤委員）

申請地は、上福原の田で面積880平米です。場所は、新しく医療センターから皆生に抜ける県道に消防署が出来ております。消防署から一つ離れた場所になります。申請者は、自動車修理を主としていますが、県道に接しており、顧客にとって便利が良く、敷地面積も確保できることから、申請地に自動車整備工場を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意を一応とっております。申請地は、水道管、ガス管が埋設された道路に面し、500メートル以内に二以上の教育施設、医療施設があることから、第3種農地に該当すると思われます。都市計画法第34条第1号、これは、うちの事務局に説明してもらいますけどこれに該当する見込みです。転用については、色々あったのですが、だめだという理由もないということで、問題ないと思われますのでよろしくをお願いいたします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

ここは、下水はありませんか。

4番（吉澤委員）

ないです。

高西会長

それで、合併浄化槽だね。

それと、事務局に聞くが、修理工場ってことで、当然、油の槽についてはきちんとしたものだと思うけど、その辺はどうなっていますか。

事務局（山本主幹）

土地利用計画図の5番になりますけど、地図に一応配置を載せております。吉澤委員さんも周りに物が建ってないということで、異臭とかを心配されておられました。排水は、合併浄化槽から県道道路側溝に放流しますけども、匂いなどのトラブルが発生したときには、県が側溝に対しては対応いたします。工場内の異臭については、米子市の環境政策課が対応することを確認しております。申請者も、周辺農地利用者に支障が生じる場合は、支障の予防及び除去の対応にあたるとともに苦情に対しても誠意をもって対応すると約束されておられます。

4番（吉澤委員）

つけ加えますと、県道の側溝に流れるということですけど、側溝は普段は水が流れてないですよ。合併浄化槽から出た水や構内のグリストラップから出た水が当然、側溝のある場所に溜まることが考えられますが、どこに溜まるかはよくわからんですけど、どっかに溜まったところで匂いなんか心配されますので、そのときの対応先をきちんとしておくようにと事務局に頼んだんですけど。

高西会長

合併浄化槽の処理水はまあいいけど、それ以外はな、どうしても油が出て厄介だね。事務局には、言っておきますが、何かあったら、政策課でなく、そういう場合にきちんとすることはしてもらいようにしておかないと、特に後でこの周辺農家が困られるようなことがないように、農業委員会としては、農家に寄り添ったような指導をせんといけん。まあ、許可取るときには、許可をする機関がきちんとすると思うけども、その辺の事をよく確かめて。

事務局（山本主幹）

はい。

6 番（森中委員）

側溝に流すのは、許可が出ているるわけですね。

事務局（山本主幹）

はい。

6 番（森中委員）

グリストラップというのは、年数が経つと、油をろ過せずに生のまま出てくるというのがあるわけですので、出てきたものに対しての検査は市がするの、県がやるの。

事務局（山本主幹）

確認取らせてください。

高西会長

普通は検査せんと思うよ、こんなもの。スタンドでもしません。

6 番（森中委員）

吉澤さんが言われたように、古くなったら悪臭とかの苦情が出る恐れがあるので、そのときは誰が検査するのということ。

事務局（山本主幹）

確認取らせてください。

議長（三島委員）

では、事務局の調査待ちということでお願いします。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

4 番（吉澤委員）

その前に、34条第1号について、説明してください。

事務局（山本主幹）

都市計画法第34条第1号について、簡単に説明させていただきます。第1号関係は、日用利便施設として主に市街化調整区域に居住している住民に対してサービスを対象とする公益上必要な建築物、日常生活に必要な物品の販売、飲食店舗、修理工場、それが該当しています。

議長（三島委員）

よろしいでしょうか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号16の高島について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

申請者は議案のとおりでありまして、高島の田、面積は526平米です。申請者は、申請地の隣接地に2階建ての社屋を建設する予定にしております、その社員のための駐車場を計画したものであります。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小団地の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われま。駐車場として利用するだけなのであり、開発許可は不要であります。審議のほどよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号17と18の高島について、一括して審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

番号17と18については関連していますので、同時に説明したいと思います。申請者は議案のとおりでございます、申請地は高島の田と畑で面積は、17番が1,834平米、18番が2,025平米であります。申請者は、売電収入を見込んで申請地に賃貸借によって太陽光発電施設を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小団地の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われま。太陽光発電施設の設置については、開発許可は不要であります。転用については問題ないと思われまので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号19の淀江町中間について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（生田委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町中間の田で面積は2,855平米です。申請者は、今後、食用鳥の処理施設の増設を計画していますが、工場立地法で定められている、敷地面積に対する緑地等の割合を満たす必要があります。当該農地を売買で取得し、緑地公園の整備を計画したものです。なお、整備する緑地公園は、社員の保養施設として使用できるようベンチなどを設置する予定となっております。

隣接耕作者の同意、実行組合の水路放流同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当すると思われます。緑地公園としての利用なので、開発許可は必要ありません。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第7号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、11ページ番号1の今在家について審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山本主幹）

はい。除外申請理由について説明します。一番最後にバスで現地調査したところです。

現在、申出者は、妻と子供1人の計3人でアパートで生活していますが、アパートでは手狭になってきたので、住宅建築を考え土地を探すことになりました。子供がまだ幼いため、妻の実家若しくはその近くに家を構えることができれば安心と思い、また、妻の実家が専業農家であり義理の父が農業を営んでおり、繁忙期には農業を手伝うこともあり、当該申請地を選定しました。

代替地も検討しましたが、既存の集落に接し、西側が市道に接しており、周辺農地における影響が軽微で、住宅の建築に必要な条件が整っている土地は当該申請地しかなかったため選定しております。

市としての考え方ですが、当該申請地は、既存の集落に接し、農用区域変更後の集団的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障は軽微であるため、また、污水排水は農業集落排水を利用する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。

以上、農振法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えます。

議長（三島委員）

地元委員さんから何か補足があればお願いします。

8番（仲本委員）

先程、最後に現地調査した所ですが、事務局が言いましたように下水も通っておりますので、排水による農地の被害が及ぶことはないものと思われまます。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局と地元委員からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続きまして、番号2の富益町について審議します。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山本主幹）

除外申請理由について説明します。2番目に現地調査した所です。申出者は、昭和43年に障がい者支援施設もみの木園を開設し、現在、米子市にグループホームを自己所有物件3か所、賃貸物件10か所を運営しています。賃貸物件のほとんどが、二階建て構造であり、グループホーム施設内の段差や階段、入浴、排せつ環境等に支障がでてきている状態となっております。利用者の平均年齢は、男性57歳、女

性56歳でとりわけ、入所施設の方の高齢化が進んでおり、段差や階段、入浴等で支障のなかった方も身体機能の低下等により、2階での生活が困難となっております。また、この度の消防法の改正により、一般住宅より厳しい防火設備の設置が義務付けられており、早急に対策が必要となってきました。これらの事に対応するため、平屋建て、バリアフリー、スプリンクラー設備を備えたグループホームを建設し、併せて、隣接するグループホームの来客用駐車場及び機能訓練用広場の整備計画が作られております。

土地を選定した理由は、隣地にグループホームの本部拠点があること、また、周辺の農地は、農業法人が借地として耕作準備を進めており、同意を得ることができたのが、当該地のみでしたので選定しました。

市としての考え方ですが、当該申請地は、農用区域ではありますが、当該申出者の本部拠点の隣地であり、農用区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障をきたす恐れはないと思われま

す。また、汚水排水は、合併浄化槽から道路側溝への放流により処理する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。

以上、法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えます。

議長（三島委員）

地元委員さんから何か補足があればお願いします。

3番（友森委員）

今、事務局から詳細に説明がありましたので、私の方からは説明はありません。

高西会長

ちょっと聞いてみるけどな、事務局に。今の農地は、名義は誰になっていますか。

事務局（山本主幹）

少しお待ちください。

高西会長

それと、その前の今在家。

8番（仲本委員）

それは、〇〇の〇〇の土地。

高西会長

ですからその事を事前に言っておかないと。そういう説明をきちんとして、今の地権者は、〇〇の〇〇さんかいなあ、それで、農振除外が出たときには、改めて転用の申請が出るということをきちんと言っておかないと。

事務局（山本主幹）

わかりました。今後、地権者のことについて説明させていただきます。

高西会長

あの、グループホームの分も地権者がわからんか。

農林課（住田主幹）

今回のですねえ、富益町の地権者は、日ノ出町の〇〇という方です。

高西会長

えっ。

農林課（住田主幹）

〇〇さん、日ノ出町の方です。

高西会長

〇〇？

農林課（住田主幹）

〇〇さん。

高西会長

あの、お願いですが。事務局も慣れんところもあるので、そういうところをきちんと言っておいてもらわないと。

議長（三島委員）

よろしいでしょうか。

高西会長

グループホームの地権者は一人か。

農林課（住田主幹）

はい、そうです。

高西会長

ふうん。

議長（三島委員）

ただ今、事務局と地元委員からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

あの、農林課に聞きますが、見通しはどうですか。

農林課（住田主幹）

見通しといわれますと。

高西会長

見通しというのは、除外ができるのかできんのか。

農林課（住田主幹）

除外に問題はないということに。

高西会長

問題はない。今ここで審議すると除外はいつ頃になる。

農林課（住田主幹）

ええと、県に事前協議かけて、公示が始まりますので、8月位になるのじゃないかと。

高西会長

ということは、遅くても9月には転用手続きの申請が出てくるってことですね。

農林課（住田主幹）

じゃないでしょうか。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続きまして、14ページ、議案第8号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

今月は、利用権設定が76件、所有権移転が1件ございます。それでは、利用権設定各筆明細について、17ページ番号5-1から22ページ番号5-28までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

17ページ番号5-1及び番号5-2は、借受人の要望による貸付です。番号5-3から番号5-6は、再設定です。18ページ番号5-7から番号5-11は、再設定です。19ページ番号5-12は、再設定です。番号5-13及び番号5-14は、借受人の要望による貸付です。番号5-15は、再設定です。20ページ番号5-16は、再設定です。番号5-17から番号5-20は、借受人の要望による貸付です。番号5-21は、再設定です。21ページ番号5-22及び番号5-23は、借受人の要望による貸付です。番号5-24から番号5-26は、再設定です。22ページ番号5-27及び番号5-28は、再設定です。

以上、番号5-1から番号5-28は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

16番（高橋委員）

番号5-22と5-23は、現地調査に行っているのですが農業者委員会で、これを説明してもらわんといけん。

事務局（宅和局長補佐）

すみません、今、図面をお配りしています。

高西会長

これはあの、日下のやつでしょ。今、高橋さんに指摘されるまで持っていましたか。

事務局（宅和局長補佐）

今、お配りしました図面は、今日の現地調査の際に事務局に連絡がありまして、用意させてもらったものです。

高西会長

それはわたしが言いました。それは、農業用施設ということなので、わたしはハウスか何か建てるかなと思ったけど、牛舎だっていうことなので、牛舎ってことになると、あの汚水や色々な規制があるでしょ。そうから言ったと思う。そうすると、これは第7号のところで農用地利用計画の一部変更のところであったが、うそだったか。

事務局（宅和局長補佐）

先程、この部分の説明について、流してしまったような形になってしまいまして、説明がしてありませんでした。

高西会長

転用ではないので。農用地利用計画の一部変更で、農振の。

事務局（宅和局長補佐）

いえ、これは農振除外の案件ではございません。農業経営基盤強化促進法での利用権設定の方法を使って、農地の権利を移転して、農業用施設を作るというものでございまして、転用許可手続きは、今後出てこないものでございます。農地法ではなくて、農業経営基盤強化促進法に基づく手続きでございます。これが決定されましたら。

高西会長

もうちょっとよう説明しないとわかりませんよ。

事務局（宅和局長補佐）

申し訳ありません。

14番（松林委員）

普通の場合は転用でやるけど、施設に関しては利用権設定でやれるということはどっちを使ってもいいわけか。

事務局（宅和局長補佐）

どちらを使ってもいいです、農業用施設に関しましては。

1 4 番（松林委員）

それは、本人の希望かそれとも指導があってそうなるのか。

事務局（宅和局長補佐）

本人の希望ではないかと思います。

1 4 番（松林委員）

本人の希望っていっても、何らかの指導がないとわからんと思うけどなあ。

高西会長

地権者がそんなことわかるもんで。農林課はそんな場合はどんな指導をするのか。

農林課（住田主幹）

はい。質問がよくわからなかったですけども。

高西会長

ちょっと悪いけどもマスク取って話をして。

農林課（住田主幹）

花粉が酷くて。

高西会長

えっ。

農林課（住田主幹）

えっと、内田さんのご家族というかご親族の農地の中の一部に若い方がまあ、牛舎を建てるという、で自分の土地でしたら利用権設定いらないのですが、名義がご家族で違うので、今回利用権設定で経営強化基盤促進法を使って牛舎を建てるという計画です。

高西会長

それならそんな具合によろわかるように説明してもらえないといけません、最初から。

農林課（住田主幹）

すみません。

16番（高橋委員）

それで、牛舎の場合だと汚水とか臭いとかそういうのが間違いなく出てくるんだけど。周りの農地の人には説明はしてあるの。

高西会長

いや、その前にわたしはいつもここで説明するけど、県の農業会議の常設審議会でこの問題はいつも出てくる。うちの事務局も行って、恩田会長や倉吉の山脇さんや智頭の小林さんと一緒なことをいつもいろいろ言いなるけども、よくわかっていると思うけどもその辺は何で確認しなかったのか。

事務局（宅和局長補佐）

書類は、農林課に全部出ていますか。

農林課（住田主幹）

農業委員会さんにも今後の見通し等を記入いただいております、周りの地権者側の。

16番（高橋委員）

それから、地元の農業委員に何も説明も一言もせんなんてのはどうか。現地調査に、ぱあっと連れて行って。何で教えんだかいな。おかしいじゃないか。

高西会長

それから、何頭の牛だ。肥育だか繁殖だかわからんけども。

農林課（住田主幹）

すみません、今ちょっとわかりません。

高西会長

あの、悪いけどこれは来月だ。そんないい加減なものを、農業委員会で審議することにはできません。

局長、そんな具合に課長に言っておいて。

農林課（住田主幹）

すみません、9月に2頭入れる予定。

16番（高橋委員）

そういうことも含めて全然、訳がわからんが。ただ、農地の一部に牛舎を建てますよって、経営基盤法でどうのこうの、農転の必要はないとかいうことは続きの問題であって、建てるなら建てるで、何を建てるとかの計画も必要だし、周りの住民の同意もおそらく必要だろうし、そのあたりの話はどうなってるの。

農林課（住田主幹）

周りの方の同意は取ってあります。

16番（高橋委員）

だけん、どれだけあってどの範囲まで取ってるの。

農林課（住田主幹）

隣接。

16番（高橋委員）

生の牛糞はすごい匂いだぞ。

農林課（住田主幹）

あもう。

高西会長

あなたは何ていいますか。

農林課（住田主幹）

住田です、住田。

高西会長

聞いてみますが、何頭以上から汚水やそんな水をきちんとせないけん、何頭以下だったらいいとか分かっていますか。

農林課（住田主幹）

前にお聞かせいただいた分ですけど、ちょっと今、急には頭数が出てきませんが、数が多くなるとだんだん厳しくなるというお話は。

高西会長

それは、わかったことです。ですから牛は厳しいですよ。ですから、今、高橋さんが地元の委員だけど、言われるのは、牛を何頭繁殖か

肥育か知らんけども、飼って、それで雨水や汚水なんか浄化槽なんか作られるとは思わんけども、それはどんな具合に処理してするとか、そういうことが明確でないといけません。

議長（三島委員）

来月の部会の議案として。

高西会長

それで、事務局もいつも言いますが、それはきちんとしておかないけませんよ。そうしないと周辺の人が困りなる。そうすると、農業委員会でどんな事で許可したかってことが出てきます。ですから、きちんとして、そうして管理が悪くて何なら、県に何かあるので、うちの集落にもそんなことがあって、県や米子市にも出てまって、農家に指導して改善してもらったのですけど。そんなことじゃ、いけんと思うので。ですから、もう一回きちんとして、もう一回再度提案してもらって。

16番（高橋委員）

〇〇さんは、急いでおられんわけか。

農林課（住田主幹）

まあ、牛を多分2頭買われる。

16番（高橋委員）

いやあ、〇〇さん自体は、計画で来月になったら、私も今日初めて知ったものでよくわからないですけど、〇〇さんはこの計画について、建てることによる問題も出てくるし、どういう届け出をされているのですか。急ぐのだったら、きちんとしたものを出さないといけないでしょう。それは、どう聞いておるの。

農林課（住田主幹）

牛舎は8月までに建てて、9月に牛を入れたいという。

16番（高橋委員）

8月までに。じゃあ来月でも大丈夫なのね。

農林課（住田主幹）

いえ、ですから牛舎が建てるのに幾らかかるのかとか、今度建てる業者さんがじゃあ空いてるかとか、ここで私が8月までに大丈夫とか。

高西会長

何回も言うけどなあ、何でわたしがしつこく言っていると思いますか。分かっていますか。

議長（三島委員）

そういたしますと、この件につきましては来月の部会で審議ということで。

6番（森中委員）

それで、来月に出してもいいのですか。

高西会長

局長。ちょっと課長を呼んでここに来てもらってください。

事務局（池口局長）

はい。

6番（森中委員）

農林課は、これ利用権設定を自分たちで受けるわけですよね。で、受けたものが農業委員会で審査するわけですから、ちょっと農林課の受け方についてな、もうちょっと説明ができるような受け方をして、農業委員会事務局の方へ提出してもらわないといけません。これは、農業委員会が叱られる問題じゃなくて、農林課の方できちっと整理する問題だと思います。窓口は農林課ですから、きちんとなしなと。

16番（高橋委員）

いずれにせよ、その辺りきちんとした計画であれば問題ないと思いますけど、〇〇さん自体きちんとした人なんですけど、具体的に分からないんで、今日、ポンと連れて行ってもらって、ここに牛舎建てますよって言われたって、事前に話もないし。

6番（森中委員）

普通の農舎とものが違うけんなあ。牛舎ってことになるとなあ。だけん、その辺を申請の時にきちんと聞いて、説明をできるようにして、そげして農業委員会にかける。農業委員さんにもみてもらわんと困るで。

事務局（池口局長）

すみません。今、農林課長が参りますのでお待ちいただけますでしょうか。ちょっと、これを飛ばして他の部分の審議をしてもらってよろしいでしょうか。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（どれをの声あり）

議長（三島委員）

あの、これを許可して他の案件にする。

事務局（池口局長）

5-22と23は、保留にさせていただきます。

議長（三島委員）

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、24ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号5-1から34ページ番号5-48まで一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

24ページ番号5-1から34ページ番号5-48まで、番号欄括弧内に中間管理権取得理由が記載してございます。また、ページの上から2行目に理由別件数も記載しえありますのでご確認くださいませ。

そして、番号5-1から番号5-48まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、36ページ所有権移転各筆明細について、番号5-1を審議いたしますが、案件の当事者である友森委員の退席を求めます。

（友森委員退席）

議長（三島委員）

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

36ページ番号5-1は畑です。申請者は、隣接農地の耕作者で規模拡大のために取得しようとするものです。

取得後の経営面は、124aとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

金額はいくらですか。

事務局（河野主幹）

金額は議案に書いてあります。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。友森委員の着席を求めます。

（友森委員着席）

議長（三島委員）

次に、37ページ、議案第9号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、38ページ番号1から44ページ番号13について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

38ページ番号1から番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。39ページ番号4は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするものです。40ページ番号6から41ページ番号9は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。42ページ番号10は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。43ページ番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。44ページ番号12及び番号13は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

以上、番号1から番号13までの選定理由でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

14番（松林委員）

9番ですけどね、純山林になっていますが、ただ登記上が純山林で現地は畑ということですか。

事務局（宅和局長補佐）

これは、登記上は畑ですが、耕作放棄地で樹がかなり生えておりまして、現況地目を純山林としております。シルクファームさんはこれをきちっと畑に開墾して、いもを作るという計画でございます。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございますが、今、農林課長が来ておられますので、保留していた5-22と23について説明をお願いします。

農林課（高橋課長）

失礼します。今回は牛舎の件につきまして、事前の説明等がしてなかったということでございます。

地元の関係機関の同意もいただいております、排水等につきましても、特に問題ないというふうに考えて出したものでございます。

何か問題がございましたらよろしく申し上げます。

6 番（森中委員）

いや、排水の問題がないっていうのは、申請者としての自己判断か、それとも関係する集落の実行組合とかの同意があつて問題ないというのかどっち。

農林課（住田主幹）

隣接する土地の所有者からは、牛舎を建てるということで同意をいただいております。農業用排水路放流ということで実行組合長からも同意をいただいております。関係する佐陀川右岸土地改良区さんと鴨ヶ池土地改良区さんからも、何も問題ないですということで同意をいただきました。

高西会長

さっきから言っていますが、上に建築物を、どんなものにするかは農業委員会には関係ないわ。一番大事な事は、施設を建てるってことだけん、先ず、埋め立てて造成しますね。それと、雨水等の排水と牛を肥育かはよくわからんけど。ということは、汚水が出る。それが、頭数によって規制がありますが、頭数がどんな具合で規制にかかるのかからないのか、その辺はきちんとしてもらわんといけんけども。それはうちの事務局もいけん。いつも話しているにも関わらず、それを確認していないということだ。

6 番（森中委員）

逆に言ったら、事務局にも説明があつたけども、そういうのは聞いているわけか。今言った排水問題についての説明も聞いているわけか。

事務局（宅和局長補佐）

書類は、回ってきましたので見ております。

6 番（森中委員）

事務局は知っているわけですか。

事務局（宅和局長補佐）

はい。

6 番（森中委員）

やっぱりなあ、農業委員さんから、質問があるようなそんなことではなしに、きちんと説明しとかないといけません。

高西会長

図面がありますか、農林課に出ているものが。図面見ましたか。見たなら、資料を委員さんに何故配らないのですか。森中さんが言いな
るように、地元委員さんに特にだ。

事務局（宅和局長補佐）

申し訳ありません、気を付けます。

高西会長

申し訳ないは、良いのですが、見たのか見なかったのか。

事務局（宅和局長補佐）

書類は見ております。

高西会長

そんなら、資料はあるけどもここに添付しなかったってことか。

事務局（宅和局長補佐）

そういうことでございます。

高西会長

それなら、農林課責めたっていけません、うちも悪い。

16番（高橋委員）

鴨ヶ池の了解取っとるの。

農林課（高橋課長）

はい、鴨ヶ池土地改良区の方の了解は。

16番（高橋委員）

伯仙土地改良区もああで。

高西会長

佐陀川右岸は取ってありますか。

農林課（高橋課長）

あります。

高西会長

鴨ヶ池とは関係ないだ、あそこは。施設には補助金や交付金は利用しておられますか。

農林課（高橋課長）

今回は全額自己資金です。

高西会長

それなら、どうこうってことはないけども、それでもまあ、必要であればできるだけ早くしてあげられれば良いのですが、もうちょっと、その辺をうまいことよく分かるようお願いしてもらわんとはいけません。

農林課（高橋課長）

はい、申し訳ありません。

議長（三島委員）

そういたしますと、事務局の方には、地元委員さんには十分説明をするということで了解していただきたいと思います。

14番（松林委員）

だけどなあ、これ契約期間が30年になっていますが。将来的には何頭位増やす予定かな。

農林課（高橋課長）

10頭。

高西会長

それなら、規制にかかりますよ、排水も。そんな事が次々次々、委員さんの説明があつてなあ、10年だ15年だなんてって言って、将来は10頭まで上げることになると今は規制がなくても将来かかってくるってことになあ。

6番（森中委員）

そんな事が分かっているなら、始めからすぱって言って、地元委員さんに説明がしてなかって申し訳なかったと始めから言えい。

議長（三島委員）

先程の説明で十分とは言いませんけども、理解をしていただくとしていただきまして、再度また、5-22と5-23につきまして採決

をしたいと思いますので、これにつきまして異議の無い方は挙手をお願いします。

6番（森中委員）

ちょっと、聞きたいけども。高橋委員さんは、これまでの説明で了解されるということであればいいけど、その辺は高橋委員さんは。

16番（高橋委員）

私は8割方いいと思います。

高西会長

問題なのは、将来10頭以上になったときが問題だ。

16番（高橋委員）

その辺りをきちんと確認してもらわないと、排水とかその辺りのことをきちんとするというのを了解しておいてもらわないと。

高西会長

牛の糞尿の何はいい具合に処理せんと、それは大変なことになりますから。

16番（高橋委員）

実行組合の同意も得とるな。

農林課（住田主幹）

日下4区の実行組合。

16番（高橋委員）

4区。2区、3区は関係ないの。

高西会長

改良区は、佐陀川右岸が一番面積が大きいと思うけども、あとの改良区は関係ないか。

農林課（高橋課長）

というふうに、はい。

高西会長

いや、日下はうるさい所だけんなあ。後からあれやこれや言われても。

1 4 番（松林委員）

どっこもうるさいうるさいですよ。

1 6 番（高橋委員）

排水関係をきちんとしてもらうことを条件にして、いいんじゃないですか。

いや、これ議題見たときに、ここに農業用施設って書いてあるけど、普通だったら利用権設定に関して何かビニールハウスでも作るんじゃないかなと思いましたが、今日、ばあっと行って牛舎を建てて牛をと、全然事前説明も何にもない。それで、さっきの議題もばあっと通り過ぎて行って、ということでこんなことになっただけ。

議長（三島委員）

排水をきちんとしていただくということで。

高西会長

森田委員さんはよく知ってるけども、最初はなあ、こんな具合で始まっています。うちの部落にもああけど、だけどだんだん、色々トラブルが起きて大変なことに。それで、県に来させて、県から指導してもらっただけ。それから、本当に浄化槽何かしやもんなら大変な金だけ。普通の農家の人はようしなあへん。

1 4 番（松林委員）

今の、排水同意もあるけど、実行組合長の同意もあるけど、中身の問題が明記してないから、その明記をきちんとして委員として条件を付けて許可にしたらいじゃないか。

議長（三島委員）

それでは、排水の条件をきちんとして作っていただいて、なおかつ、地元委員さんには十分説明をいただくよう。この件につきまして、審議していただけたらと思います。ほぼ、出尽くしたと思いますので、採決をしたいと思います。

高西会長

出尽くしたって、まだ解決しちょうわけじゃないぜ。

議長（三島委員）

5-22、5-23について採決したいと思います。異議の無い方は挙手をお願いします。

挙手多数と言うことで異議がないものと認め、決定いたします。

高西会長

そうすると、今言ったことをきちんと揃えて、事務局はもちろんだけども、地元委員さんの高橋さんのところにきちんと資料を出して。

議長（三島委員）

十分な資料を出していただいて。

農林課（高橋課長）

必要な書類は、改めて提出させていただきますのでよろしくお願いします。

高西会長

もうちょっと、豚舎だとか牛舎だとかは問題が起きやすいのでね。先に起きるような問題は、今のうちに解決しておいてあげないけんな
と思っていますので、頼みます。

事務局（池口局長）

大変申し訳ありません。連携がちょっと不足しております。

議長（三島委員）

続いて報告事項に移ります。

47ページ農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、4件を受理しております。

続きまして、48ページから50ページ（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、8件を受理して
おります。

続きまして、51ページから58ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、30件を受理しております。

続きまして、59ページから63ページ、（4）非農地現況証明について、23件を証明しています。

続きまして、64ページから69ページ（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目
変更登記申請に係る照会に対し、6件を非農地である旨、回答しております。

続きまして、70ページから71ページ（6）農地転用現況確認書交付について、12件を交付しています。

続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長 (三島委員)

長時間に渡りありがとうございました。本日、予定していました審議は以上のおりですが、事務局から報告事項があれば説明してください。

事務局 (宅和局長補佐)

(事 務 連 絡)

議長 (三島委員)

長時間に渡り審議いただきましてありがとうございました。これを持ちまして、第146回農地部会を終了します。

閉 会 午後5時12分